

～路上等の障害物による通行の障害の防止に取り組んでいきます～

公共の場所である路上等に設置、放置されている看板や商品陳列台など不法占用物件は、通行に障害を及ぼす影響があり、事故発生の要因となるものです。

新宿区は、区民等の安全かつ円滑な交通環境を確保するため、路上等障害物による通行の障害の防止に関する条例を制定し、関係機関と連携して区内の通行の障害の防止に取り組んでいきます。

条例の概要

目的

- 路上等障害物による通行の障害を防止するため、区および区民等の役割を明らかにし、路上等障害物を除去することに関し必要な事項を定め、区民等が公共の場所を快適に通行することができるようにすることを目的とします。

区民等の責務

- 区民や事業者（店舗等）は路上等に障害物となる看板や商品陳列台などの物件を設置し、または放置してはならない。

指導及び勧告

- 路上等障害物を設置・放置した者に対し、これを除去するよう **指導** します。
- 指導を受けた者が路上等障害物を設置・放置しているときは、直ちにこれを除去するよう **勧告** します。

勧告の際に、路上等障害物が除去されていない状態にあると認められる場合には、区がこれを除去することについての同意を求めます。

除去・一時保管

- 勧告を受け、同意した者が、路上等障害物を除去していない状態にあると認めるときは、通行の障害の防止を目的に、区はこれを **除去** し、一時保管します。

指導

→ 勧告

→ 除去・一時保管

路上等障害物とは

公共の場所の適正な利用を阻害するもので容易に移動させることができるもの

- (例)
- 路上に置かれた看板など
 - 路上に置かれた商品陳列台
 - 家の前などの路上に置かれた植木鉢やプランター

条例制定後の取り組み

関係機関との連携

- 条例の目的達成のために、警察署や道路管理者など他の関係機関との役割分担を明確にする協定を締結し、連携していきます。

指導・勧告・除却・一時保管

- 駅前・繁華街などの重点地区を中心に、警察署、道路管理者、商店会、町会などと連携して、指導・勧告・除去一時保管を実施します。

周知PR

- 警察署、道路管理者、商店会、町会などと連携して、店舗等へのチラシ配布などの周知・啓発活動を実施します。



重点地区

